

# 恵那市岩村上町まちなか交流館指定管理者募集要項

令和7年7月

恵那市まちづくり企画部地域振興課

岩村振興事務所

## 1 指定管理者公募の趣旨

恵那市では、恵那市岩村上町まちなか交流館を設置し、地域振興及び市民のコミュニティ活動の推進を図っています。本施設の管理については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と経費の縮減等を図るため、指定管理者制度を導入します。ついで、本要項により上町まちなか交流館に係る指定管理者を募集します。

## 2 施設の概要

施設名称	恵那市岩村上町まちなか交流館
所在地	恵那市岩村町 209 番地 4
構造	平成 23 年建築 木造瓦葺二階建て
敷地面積	571.05 m <sup>2</sup>
延床面積	229.32 m <sup>2</sup>
施設内容	■ 1 階 和室 (6 畳)・板の間 (5.1×6.4)・土間 (2.0×15.0) ■ 2 階 板の間 (24 畳)・和室 1 (7.5 畳)・和室 2 (10 畳)・トイレ ■ その他 外トイレ
利用時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分 (市長の承認を得て変更可)
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日まで (市長の承認を得て変更可)

## 3 施設の管理基本方針

- (1) 平等な利用の確保を図ること
- (2) 市民サービスの向上を図ること
- (3) 施設の良好な維持管理を図ること

## 4 管理の基準

恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定めがあるもののほか、指定管理仕様書で定める管理の基準に従って、上町まちなか交流館の管理を行うものとします。

## 5 指定管理者が行う主な業務

- (1) 業務の範囲 (詳細は、指定管理仕様書を参照)
  - ① 施設の利用許可に関する事
  - ② 施設及び設備の維持管理に関する事
  - ③ 施設の利用に係る料金に関する事
  - ④ その他市長が必要と認める事
- (2) 業務の留意事項
  - ① 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。なお、業務の一部については、事前に市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

②休館日、利用時間、利用料金については条例の定めるところにより市長の承認を得て変更することができます。

## 6 経理に関する事項

利用料金制を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入として収納し、管理運営に要する経費に充てるものとします。よって、市から指定管理者への委託料の支払いはありません。

利用料金収入と管理運営経費の差額が黒字となった場合は、指定管理者は自らの収益とすることができます。ただし、赤字となった場合は市からの補填はありません。

## 7 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

## 8 応募の資格等

恵那市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）で、対象施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者（個人での申請は不可）とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、申請することはできません。

- ①地方自治法施行令 167 条の 4 第 2 項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体。
- ②国税及び地方税を滞納している団体。
- ③会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の規定に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続きをしている団体。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。

## 9 指定管理者の募集及び選定スケジュール

1	募集要項等の公表・配布	令和7年7月24日(木)～9月9日(金)
2	説明会・現地見学会の開催	令和7年8月25日(月)
3	質問の受付	令和7年8月25日(月)～8月27日(水)
4	質問の回答	令和7年9月1日(月)～9月2日(火)
5	申請書受付期間	令和7年9月3日(水)～9月9日(火)
6	第一次審査(資格、提案内容等審査)	令和7年9月10日(水)～9月11日(木)
7	第一次審査結果通知	令和7年9月12日(金)
8	第二次審査(提案内容等の審査)※1	令和7年9月16日(火)～9月29日(月)
9	第二次審査後選定委員会協議※2	令和7年9月29日(月)～10月17日(金)
10	選定結果の通知・公表	令和7年10月20日(月)～10月24日(金)
11	仮協定の締結	令和7年10月20日(月)～10月24日(金)
12	指定議案議決	令和7年12月
13	指定の通知	議会議決後
14	事務引継等	令和8年1月～3月
15	基本協定の締結	令和8年4月1日(水)
16	年度協定の締結、指定管理開始	令和8年4月1日(水)

## 10 募集要項等の配布、説明会等に関する事項

### (1) 募集要項等の配布

募集要項等の配布を以下により行います。

配布期間：令和7年7月24日(木)～8月22日(金)

配布場所：窓口配布－「15 問合せ先」に同じ

市ホームページ－<https://www.city.ena.lg.jp/>

### (2) 応募者説明会及び現地見学会

募集要項等に関する説明会及び現地見学会を行います。

説明会での質問はできません。募集要項等に係る質問は、質問受付期間内に所定の方法により提出してください。(詳細は、(3) 質問の受付を参照。)

説明会終了後、現地見学会を開催します。

※応募を予定している団体は必ず出席してください。

開催日：令和7年8月25日(月)

開催時間：説明会 10時00分～11時00分

現地見学会 11時00分～12時00分

開催場所：岩村コミュニティセンター大会議室

参加人数：各団体2名以内とします。

参加申込：説明会及び現地見学会に参加を希望する団体については8月22日(金)

17時15分までに説明会及び現地見学会参加申込書(様式第7号)により

「15 問合せ先」までFAX若しくは電子メールにて申込みください。

※電話申込不可

(3) 質問の受付

募集要項等の内容に関する質問を質問書（様式第 8 号）により以下のとおり受け付けます。

なお、原則として、質問者は説明会参加者に限ります。（それ以外の者からの質問に対しては、回答しない場合があります。）

受付期間：令和 7 年 8 月 25 日(月)～8 月 27 日(水)8 時 30 分～17 時 15 分まで

提出場所：「15 問合せ先」に同じ

提出方法：質問書の受付は、F A X 又は電子メールによるものとします。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、F A X 又は電子メールにて全員に通知します。

回答日：令和 7 年 9 月 1 日(月)～9 月 2 日(火) 通知予定

## 11 申請に関する事項

(1) 申請書の提出

申請書を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和 7 年 9 月 3 日(水)～9 月 9 日(火)

受付時間：市役所開庁時間内（8 時 30 分～17 時 15 分）

提出場所：「15 問合せ先」に同じ

提出方法：申請書類を上記の提出場所に直接持参してください。

**※提出方法は直接持参に限ります。**郵送・F A X ・電子メール等による提出はできません。

提出部数：正本 1 部、副本 1 部（副本は全てコピーで可）

(2) 提出書類

①申請書（様式第 1 号）

②定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

③法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては、代表者の身分証明書

④申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近 2 事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

⑤団体構成表（様式第 2 号）

⑥主要業務実績一覧（様式第 3 号）

⑦誓約書（様式第 4 号）

⑧事業提案書（様式第 5 号）

⑨収支予算書（様式第 6 号）

(3) 留意事項

①接触の禁止

選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

②提案内容変更・追加の禁止

一旦提出された申請書類の内容を変更・追加することはできません。

③虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

④費用負担

申請に要する費用は全て申請団体の負担とします。

⑤申請書類の取り扱い

市に提出された申請書類は返却しません。申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

⑥申請の辞退

団体の倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には、辞退届（様式第9号）を提出してください。

⑦資料提供

説明会・現地見学会等、定められた機会を除き、資料提供は行いません。応募者は、市が提供した情報及び独自に入手した情報で応募を行ってください。

## 12 審査・選定に関する事項

(1) 第一次審査（資格、提案内容等審査）

恵那市上町まちなか交流館指定管理者審査委員会（以下、審査委員会という。）を設置し、申請された書類の審査により、指定管理者候補者を選定します。

※申請者によるプレゼンテーションは行いません。ただし、必要に応じ申請者に対し聞き取りを行う場合があります。

開催日：令和7年9月10日(水)～9月11日(木)

審査基準：（応募者が複数ある場合）

提出された事業提案書の内容について、審査項目により点数化し、審査委員ごとに合計得点の高い団体から順位を付け、第1位と審査した審査委員を最も多く獲得した団体を指定管理者候補者とします。第1位と審査した審査委員を最も多く獲得した団体が複数ある場合は、その団体のうち第2位と審査した審査委員をより多く獲得した団体を指定管理者候補者とします。

（応募者が1社のみの場合）

提出された事業提案書の内容について、審査項目により点数化し、審査委員4名の合計点数が260点以上であった場合、指定管理者候補者とします。

評価：事業提案書（様式第5号）の内容を評価します。各項目の配点は次のとおりとします。

評価項目	配点				
1. 施設運営の基本的な考え方について					
(1) 平等・公平な利用の確保について	(10点) 非常に 優秀	(8点) 優秀	(5点) ふつう	(2点) やや 劣る	(0点) 劣る
(2) サービスの向上・利用者増について	(20点) 非常に 優秀	(16点) 優秀	(10点) ふつう	(4点) やや 劣る	(0点) 劣る
(3) 維持管理業務について	(10点) 非常に 優秀	(8点) 優秀	(5点) ふつう	(2点) やや 劣る	(0点) 劣る

(4) 安全管理・緊急時の対応について	(20点) 非常に 優秀	(16点) 優秀	(10点) ふつう	(4点) やや 劣る	(0点) 劣る
(5) 利用者の要望・苦情対応について	(10点) 非常に 優秀	(8点) 優秀	(5点) ふつう	(2点) やや 劣る	(0点) 劣る
(6) 個人情報の保護について	(10点) 非常に 優秀	(8点) 優秀	(5点) ふつう	(2点) やや 劣る	(0点) 劣る
<b>2. 安定的なサービスの継続的提供について</b>					
(1) 運営体制について	(10点) 非常に 優秀	(8点) 優秀	(5点) ふつう	(2点) やや 劣る	(0点) 劣る
(2) 従事者育成・研修について	(10点) 非常に 優秀	(8点) 優秀	(5点) ふつう	(2点) やや 劣る	(0点) 劣る
(3) 収支計画について	(10点) 非常に 優秀	(8点) 優秀	(5点) ふつう	(2点) やや 劣る	(0点) 劣る
<b>3. その他</b>					
(1) 施設の管理全般についての提案	(20点) 非常に 優秀	(16点) 優秀	(10点) ふつう	(4点) やや 劣る	(0点) 劣る
合 計		130点 (満点)			

(2) 審査委員会

恵那市の関係部署の職員及び有識者で組織された審査委員会（4名）にて実施します。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、審査委員会による指定管理者候補者選定後、「恵那市公の施設管理者選定委員会設置規程」に基づき、指定管理者候補者として最終的な判断をした後、速やかに応募者全員に対して文書にて通知します。

また、文書発送後、応募者名、選定結果等は、市ホームページにより公表します。

### 13 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 仮協定の締結

市は、指定管理者候補者選定後、その団体と仮協定を締結します。

(2) 指定管理者の指定

仮協定締結後、直近の恵那市議会定例会の議決を経て、市は指定管理者候補者を指定管理者として指定します。

なお、恵那市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、応募者が指定管理業務を実施するために支出した費用については、一切補償しませんのでご了承ください。

(3) 基本協定・年度協定の締結

恵那市議会にて指定管理者の指定を受けた団体は、市と基本協定及び年度協定を締結します。

①基本協定

指定期間の全期間にわたる管理業務実施にあたっての基本的事項を協議によって定め、協定を締結します。

②年度協定

指定管理料の額、その他指定期間中の各年度における詳細事項を協議によって定め、年度ごとに協定を締結します。

#### **14 その他**

今回の募集にあたり、本要項を含めた配布図書中に標記のある法令、条例、規則等については、市ホームページ等を参照してください。

#### **15 問合せ先**

恵那市まちづくり企画部岩村振興事務所（岩村コミュニティセンター内） 担当：山辺

〒509-7492 恵那市岩村町 1657 番地 1

電 話：0573-26-6860（直通）

F A X：0573-43-0159

E-mail：iwamurashin@city.ena.lg.jp